

松川村と信州大学医学部との連携に関する協定書

松川村（以下「甲」という。）と信州大学医学部（以下「乙」という。）は、甲乙が保有する地域資源及び研究成果等を活用し、健康増進等の分野で連携するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙が連携し、健康長寿を基盤とする活力ある地域づくりを推進するとともに、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙は、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）健康増進活動、保健活動、医療活動及び福祉活動の推進に関すること。
- （2）国保データベース（KDB）の活用に関すること。
- （3）生涯教育及び人材育成に関すること。
- （4）地域文化の振興に関すること。
- （5）地域づくり活動の支援に関すること。
- （6）学術上の調査研究に関すること。
- （7）インターンシップ等の現地学習に関すること。
- （8）その他甲乙が必要と認める事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲乙は、この協定に基づく業務の遂行上、知り得た相手方の機密情報及び個人情報については、善良なる管理者が厳重に管理し、この協定に基づく業務の遂行以外の目的で、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。

（連携協議会）

第4条 第2条各号に掲げる事項を円滑に実施するため、連携協議会を設置する。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の事業評価に基づき、甲乙双方が合意した場合に限り更新することができる。

（協議）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ署名捺印の上、各自が1通を保有する。

令和5年3月11日

甲 松川村長

早林 明人



乙 信州大学医学部長

中山 淳

